

# 署名を収集される皆様へ

署名収集者となることができるのは請求代表者と受任者に限られます！

- 署名収集者となることができるのは、請求代表者とその受任者に限られており、それ以外の方が署名を収集することはできません。
- 受任者は、選挙権を有する方でなければなりません。
- 請求代表者は、すべての市町村（指定都市の場合は区）の選挙権を有する方の署名を収集することができますが、受任者は、受任者の属する市町村（指定都市の場合は区）の選挙権を有する方の署名しか収集することができません。
- 受任者が署名を収集する場合、受任者の氏名等が記載された委任状が綴られた署名簿を用いて、署名を収集しなければなりません。
- その他、法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を収集することはできません。

## 【具体的な違反事例】

- ・ 受任者の氏名等の記載のない委任状が綴られた署名簿を用いて、署名を収集していた。
- ・ ターミナル駅で署名を収集したが、受任者の属する市町村以外の市町村の選挙権を有する方の署名が含まれていた。

〔 ※ 上記に違反した場合、10万円以下の罰金に処せられることがあります。 〕

署名収集の方法には制限があります！

- 署名収集は、署名収集者が、直接、署名させなければなりません。したがって、戸別訪問や街頭での署名収集は可能ですが、郵便や回覧による署名の収集はできません。
- 署名は、本人にさせなければなりません。
- 代筆をするには、同じ市町村の選挙権を有する方が、心身の故障等（指先や腕の疾病、失明等により自署又は点字による記載が困難な場合）により署名をすることができない場合でなければなりません。  
(署名収集者は、代筆者となることはできません。)